

# 安全保障貿易管理制度の規制概要

※インフォーム要件: 経済産業大臣より輸出許可申請するよう通知を受けた場合

	リスト規制	キャッチオール規制		
		大量破壊兵器 (平成14年4月～)	通常兵器 (平成20年11月～)	
規制対象	政令で定める品目 武器、機微な汎用品(原子力関連品目、生物・化学兵器関連品目、ミサイル関連品目、先端材料、工作機械、等)	リスト規制品目以外の全品目 (食品、木材等を除く。)		
対象	全地域	ホワイト国を除く全地域	国連武器禁輸国・地域	一般国
と許 な 可 る が 必 要 要 件	—  インフォーム要件	大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 → 客観要件 ①輸入先等の用途 ②輸入者・需要者の核開発への関与 ③外国ユーザーリスト掲載企業か否か	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 → 客観要件 ①輸入先等の用途	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知

## ホワイト国： 各国際輸出管理レジームに参加し、輸出管理を厳格に実施している国 【計27カ国】

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

## 国連武器禁輸国・地域： 国連の安全保障理事会の決議により武器の輸出が禁止等されている国 【計12カ国】

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン

一般国： 上記記載以外の全ての国 (イラン、シリア、中国、ロシア、ウクライナ、トルコ、パキスタン、ミャンマー等 )